

平成
30年度

被保険者・被扶養者調査を 実施中です！



平成30年度の被保険者・被扶養者調査を現在、実施しております。

今年度の調査対象者※については、すでに調査表を配布終了しており、現在、調査表の回収、内容審査中となっております。

- 皆様から提出いただいた書類を順次審査いたしますが、2～3ヶ月の時間を要しますので、調査の問い合わせや追加で求める書類の連絡等は、調査表提出からお時間をいただきますこと、あらかじめご了承ください。
- 「調査表」および「添付書類」を提出しない場合や、問い合わせの回答がない場合、追加で求める書類を提出しない場合は審査が出来ないため、被扶養者の資格を喪失することがあります。その際は、被扶養者の資格を喪失した日以降にかかった医療費、保険給付金、健診費用等の全額を返還していただきます。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

※平成30年5月31日時点の被保険者（任意継続被保険者は除く）の配偶者および22歳以上（平成30年4月1日現在）、75歳未満（平成30年5月31日現在）の被扶養者

健康保険の『被扶養者』の資格条件をご存知ですか？

収入の 基準額

- 年間収入が130万円未満、月額平均では108,334円未満（60歳以上、または60歳未満でも障害年金がもらえる程度の心身に重い障害のある方は、年間収入が180万円未満、月額平均では150,000円未満）かつ、
- 被保険者の年収の2分の1未満
- 別居の場合は被保険者からの仕送り額より少ないこと

収入の 範囲

- 非課税の収入も含まれます
- 給与収入・年金収入・事業収入など、すべて含まれます。税法上では非課税である、通勤交通費・障害年金・遺族年金・失業給付・出産手当金・傷病手当金なども収入に含まれます。
 - 不動産の譲渡による収入など、一時的な収入は含まれません。

年間収入の 算定期間

- 被扶養者になる日から将来に向かって1年間
- 被扶養者になる日以降の年間収入見込額で判断します。
- 年間収入とは、税法上の1/1～12/31のように決まった期間ではなく、どの連続した12ヶ月間をとっても、年間収入が基準額未満であることをいいます。

例①

6月末で退職した方（60歳未満）の場合、1月～6月の合計収入が130万円以上であっても、7月以降無収入であれば、7月1日から被扶養者の申請が可能です。審査を行い、認められた場合は被扶養者になれます。

例②

7月から働き始めた方（60歳未満）の場合、7月～12月の合計収入が130万円未満であっても、月収が108,334円以上であれば7月以降の年間収入が130万円以上となることが見込まれるため、7月1日以降は被扶養者にはなりません。

被扶養者の 範囲

- 主として被保険者の収入で生計を維持している3親等内の親族（内縁の配偶者含む）、内縁の配偶者の父母と子、内縁の配偶者死亡後の父母と子
- 75歳以上および一定の障害がある65歳以上の方は、後期高齢者医療制度の被保険者となるため、被扶養者にはなりません。
 - 続柄により同居の条件あり

※健康保険の被扶養者認定要件の詳細については、当健保組合のホームページをご覧ください。

被扶養者からはずれるとき、届出を出しましょう

健康保険の被扶養者であった方が、就職などにより勤務先で健康保険に自身で加入された場合や、雇用保険の失業給付を受給している期間は、当健保の被扶養者ではなくなります。

被扶養者資格の要件からはずれた際は、速やかに扶養削除のお手続きをしていただきますようお願いいたします。

扶養削除の手続きがされないまま、被扶養者となっていたケースが毎年行われている被扶養者調査で多く見られます。

故意ではないにせよ、このような事実が判明した際は、被扶養者の資格要件が失われた日にまで遡り、扶養削除となります。

被扶養者ではなかった期間の医療費（7割分）だけでなく、家族出産育児一時金・付加金や高額療養費・付加金などの各種給付金、人間ドックやけんぽ共同健診の健診費等を返還していただきます。

扶養に関するお問い合わせ | 外線：0422-52-5521 担当：品田（内）731-34656